平成 28 年５月 25 日

各　　位

会社名　　いすゞ自動車株式会社
代表者　　取締役社長　片山 正則
（コード：7202　東証第１部）
問合せ先　総務人事部　総務グループ
シニアエキスパート 堀井 達正
（電話番号 03-5471-1141）

当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役および執行役員（社外取締役を除く。以下「取締役等」という）に対し業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入し、本制度に関する議案を平成 28 年６月 29 日開催予定の第 114 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1.　本制度の導入の目的と概要

(1) 本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも共有することで、中長期の経営目標の達成および企業価値の向上に対する取締役等の意識をより一層高めることを目的とする。

(2) 本制度においては、その一部にＢＩＰ信託と称される仕組みを採用する。ＢＩＰ信託は、当社が拠出した金員により設定される信託（以下「本信託」という）が、本信託内の金員を原資として当社株式を取得し、取締役等に対し、報酬として、当社株式およびその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）を業績等に応じて交付および給付（以下「交付等」という）する制度をいう。

(3) 取締役等に対する本制度の導入は、第 114 回定時株主総会において承認を得ることを条件とする。

2.　ＢＩＰ信託の仕組み

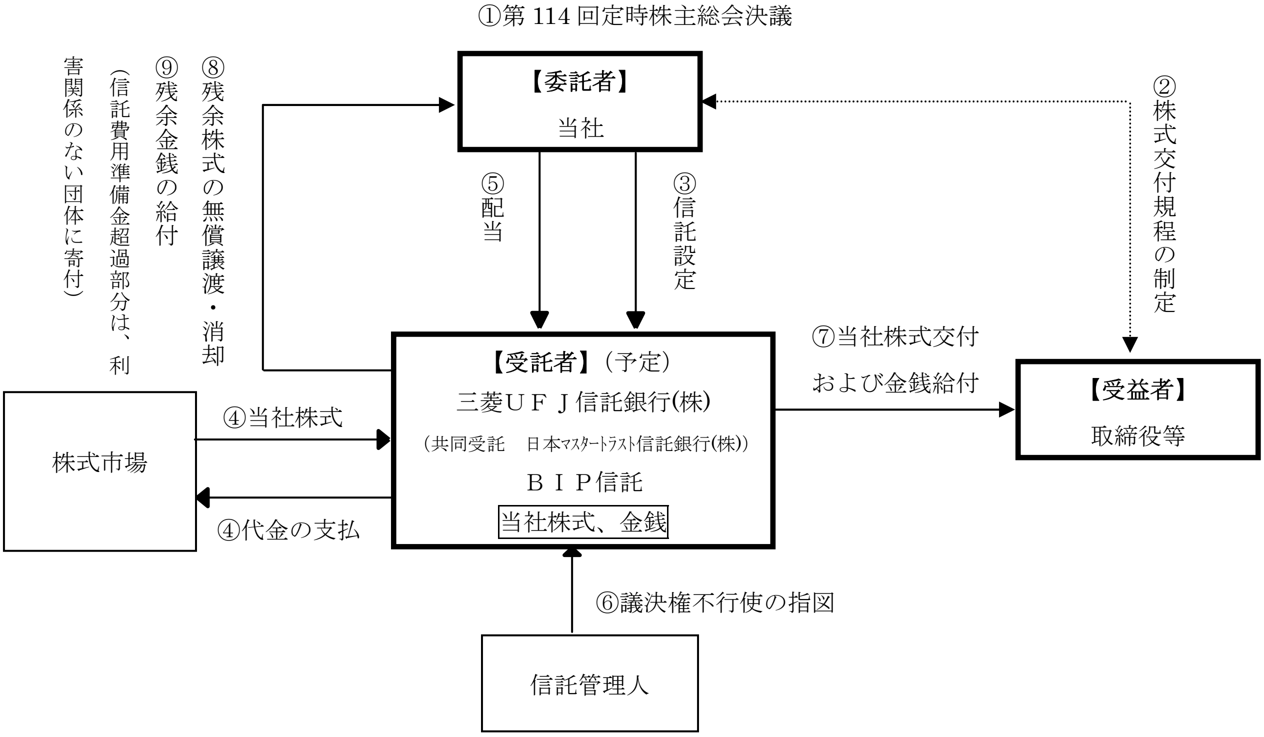

① 当社は、本制度の導入に関して第114回定時株主総会において決議を得る。
② 当社は、本制度に関して取締役会において取締役等の報酬に係る株式交付規程等を制定する。
③ 当社は、①の第114回定時株主総会で承認を受けた範囲内で、金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託を設定する。
④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得する。
⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われる。
⑥ 本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、議決権は行使されないものとする。
⑦ 受益者要件を満たした取締役等は、株式交付規程に従い、本信託から当社株式等の交付等を受ける。
⑧ 業績目標の未達成等により、本制度の終了に伴う本信託の終了時に本信託内に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は、取締役会決議によりその消却を行う予定。
⑨ 本制度の終了に伴う本信託の終了時における本信託内の金銭（当社株式に係る配当を含む）の残余は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定。

3.　本制度の内容

(1)　本制度の対象期間

当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間（原則３事業年度）に対応した期間（以下「対象期間」という）。ただし、本年度に開始する対象期間（以下「初回対象期間」という）については、本制度の開始日から平成30年３月31日までとする。

（現在当社の中期経営計画は下記ホームページご参考
URL：http://www.isuzu.co.jp/investor/15-17/index.html）

(2) 本制度の導入に係る株主総会決議

第 114 回定時株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および取締役等に交付する株式（換価処分の対象となる株式を含む）の数の上限その他必要な事項を決議。

(3) ＢＩＰ信託

①対象者

以下の受益者要件を充足している取締役等。
1) 対象期間中に、取締役等として在任していたことがあること（対象期間開始日後に、新たに取締役等となった者を含む）
2) 対象期間開始日（初回対象期間については初回の基本ポイント付与日）以後、当該対象期間の満了直後の一定時点までの間に、国内非居住であった期間がないこと
3) 解任された者でないこと
4) その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

②信託期間

平成 30 年８月末日までの約２年間（予定）。

なお、対象期間を更新する場合には、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本信託を継続し、本信託の信託期間は、更新された対象期間に応じて延長。この信託期間の延長は、対象期間を更新する限り、一度だけに限らず、その後も同様に行う予定。

③取締役等に交付される当社株式（換価処分の対象となる株式を含む）の数

対象期間中の毎年所定の日（基本ポイント付与日）に、取締役等に対して、以下の算定式に基づく基本ポイントが付与され、対象期間満了後、累積したポイント数に業績連動係数(※1)を乗じて算出したポイント（以下「業績連動ポイント」という）に基づき、交付すべき株式（換価処分の対象となる株式を含む）の数を決定する。１ポイント当たりの当社株式は１株とする。(※2)

（基本ポイント算定式）

基本ポイント　＝　役位別業績連動報酬基準額(※3)　×　信託構成比率(※3)　÷　当該対象期間の開始日の属する月の前月（初回対象期間については平成 28 年７月）各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値（小数点以下の端数は切捨て）

（業績連動ポイント算定式）

業績連動ポイント　＝　当該対象期間の満了日までに累積した基本ポイントの数　×　業績連動係数（※1）

(※1) 業績連動係数は、予め取締役会が定めた換算表に従い、対象期間中の最終事業年度における連結売上高、連結営業利益率、およびＲＯＥ等の中期経営計画の目標値に対する業績達成度に基づいて、0～200％の範囲で定まる。

(※2) ポイント数の調整を行うことが公正であると認められる株式分割・株式無償割当て・株式併合等の事象が生じた場合、分割比率・割当比率・併合比率等に応じた調整を行う。

(※3) 「役位別業績連動報酬基準額」や「信託構成比率」は、役位や職責、役員報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合等を考慮の上、あらかじめ取締役会が決定。

④取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

1） 受益者要件を充足した取締役等は、対象期間満了後の7月頃に、業績連動ポイント数の一定割合に相当する当社株式（単元未満株式は切り捨てる）の交付を本信託から受け、残りのポイント数に相当する当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受ける。

2） 上記 1）に拘らず、受益者要件を充足した取締役等が対象期間満了前に退任した場合においては、退任時までの基本ポイントの累積数に相当する当社株式等（前記同様に一定割合については換価処分金相当額の金銭）の交付等を本信託から受ける。なお、解任された取締役等は、本制度の利益を享受することはできない。

3） 上記 1）および上記 2)に拘らず、取締役等がその在任中に死亡した場合においては、当該取締役等の相続人が、当該取締役等に代わって、死亡時までの基本ポイントの累積数に相当する当社の株式の換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとする。ただし、対象期間満了後に死亡した場合は、上記③に定める業績連動ポイントに応じた数の当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとする。

⑤本信託に拠出される金員の上限額および本信託から交付等がなされる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む）の上限数

当社が本信託へ拠出する金員の上限額は、対象期間ごとに 1,820 百万円(※1)(※2)。

ただし、初回対象期間については、1,210 百万円(※1)を上限とする。

(※1) 本信託による株式取得資金ならびに信託報酬および信託費用の合算金額。

(※2) 対象期間の更新に伴って延長を行う前の信託期間の末日時点で、本信託内に残存する当社株式および金銭があるときは、それらの額と当社から追加拠出される金員の額との合計額は、1,820 百万円の範囲内とする。

本信託において、上記④により取締役等に交付等される当社株式（換価処分の対象となる株式を含む）の総数は、対象期間ごとに 1,820 千株（初回対象期間については 1,210 千株）（以下「上限交付株式数」という）を上限とする。

⑥当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、信託管理人の指図により、上記⑤の株式取得資金および上限交付株式数の範囲内で、株式市場から取得する方法により行う。

⑦本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、議決権は行使されない。

⑧本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当する。

⑨信託期間の満了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合も、対象期間が更新されている限り、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、信託期間延長後の本信託においてこれを継続利用する。対象期間が更新されず、信託期間満了により本信託を終了させる場合には、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定。
また、信託期間満了時に生じた本信託内の金銭（当社株式に係る配当を含む）の残余は、対象期

間が更新されている限り、信託期間延長後の本信託において株式取得資金として活用されるが、対象期間が更新されず、信託期間満了により本信託を終了させる場合には、信託費用準備金（信託金から株式取得資金を控除したもの）を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体へ寄附する予定。

⑩交付を受けた当社株式の保有

取締役等は、本制度を通じて取得した当社株式を、退任後１年が経過するまで継続保有することとする。

(4) その他

本制度に関するその他の事項は、第 114 回定時株主総会後に開催される取締役会の決議により定める予定。

以　上